

篠崎第五小学校いじめ防止対策

令和7年4月

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第711号・最終改正：令和元年5月24日法律第11号）を受けて、篠崎第五小学校において、いじめ防止に向けた取組及び、いじめ発生時の対応について以下のとおりとする。

1 「いじめ防止対策推進法」基本理念

いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようすることを旨として行わなければならない。

いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置するようないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

2 いじめの禁止

児童に対し、いじめを行ってはならないことを徹底する。また、児童はいじめが許されない行為であることを認識できるよう徹底する。

教師は、いじめは絶対に許さないという認識をもち、児童に対して指導を行う。また、教師がいじめの助長となる言動を行ってはならない。

3 いじめの防止・早期発見のための措置

いじめ防止の取組を推進する6つのポイント

- 1 軽微ないじめも見逃さない 『教職員の鋭敏な感覚によるいじめの認知』
- 2 教員一人で抱え込まず、学校組織全体で一丸となって取り組む
『「学校いじめ対策委員会」を核とした組織的対応』
- 3 相談しやすい環境の中で、いじめから子供を守り通す
『学校・家庭・地域の連携による教育相談体制の充実』
- 4 子供たち自身が、いじめについて考えて行動できるようにする
『日常の授業から、話し合い等を通して多様性を確かめ合い態度を育成』
- 5 保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る
『保護者との日常からの信頼関係に基づく取組の推進』
- 6 社会全体の力を結集し、いじめに^{ないし}対峙する 『地域、関係機関等との日常からの連携』

児童のいじめの防止と早期発見のため、次の取組を行う。

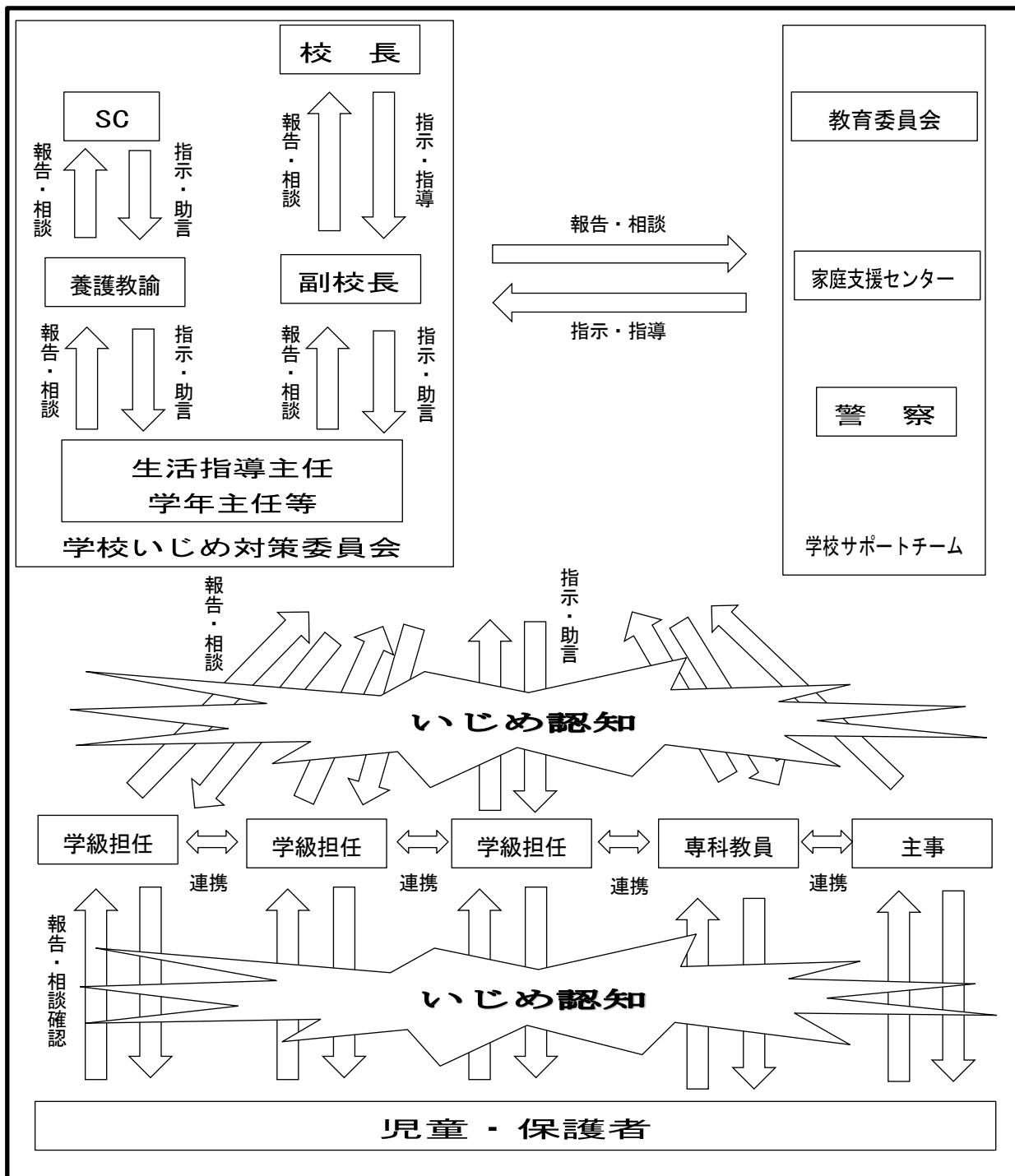
- (1) 月1回（安全指導日）にいじめに関わる学級指導及び児童への聞き取り等を実施する。
- (2) 6、11、2月は重点月間として、学校全体でいじめに関わるアンケート調査を実施する。
- (3) 週1回（火曜日の生活指導夕会）において、生活指導に関わる事項を報告する場を設定し、いじめに関わる事項が発生した場合は、児童名をあげて全体に報告する。
- (4) 看護当番は、登校時及び休み時間に校内外の巡回を行い、いじめに関わる事項を認識した場合は、速やかに生活指導主任に報告する。
- (5) 生活指導主任は、いじめの早期発見のための取組に関して、適切な指示を行い、いじめに関わる事項を認識した場合は、速やかに管理職へ報告する。
- (6) 学級担任は、子供がいじめについて深く考え、いじめは絶対に許されないことを自覚させるために、道徳の時間や特別活動において、各学期1回以上「いじめ」に関する授業を行う。
- (7) 学級担任及び専科教員は、日常の授業等において児童の様子を観察し、いじめに関わる初期兆候を十分に把握する。

- (8) 学級担任は、適宜、児童及び保護者と面談を実施し、いじめに関わる初期兆候を十分に把握するとともに、児童及び保護者からいじめに関わる相談があった場合は、最優先な対応を行うとともに、管理職へ速やかに報告する。
- (9) 管理職は、学級担任及び生活指導主任からいじめに関わる相談・報告を受けた際は、的確な指示・指導を行うとともに、「学校いじめ対策委員会」を招集し、組織として対応する。
- (10) 「学校いじめ対策委員会」だけで対応しきれない案件の場合、それを支援する組織として「学校サポートチーム」を招集する。

4 いじめ発生時の対策等について

いじめを認識した際は、以下のとおり対策を講じる。

- (1) いじめ発生時の校内体制



(2) いじめ発生時の対応

- ① 学級担任及び専科教員が、いじめを認知した際は、速やかに生活指導主任へ報告を行う。また、いじめの事実があると思われる段階においても同様の措置を取る。
- ② 生活指導主任は、いじめを認知した際、養護教諭及び管理職に報告を行い、指示を受ける。また、各教員へ適切な指示を与える。
- ③ 生活指導主任は、必要があれば、生活指導部会を開催し、いじめに関わる事項についての対応策を講じる。
- ④ 養護教諭は、生活指導主任からいじめ認知の報告を受けた際、スクールカウンセラーに報告を行い、児童及び保護者のケアを図るよう要請する。
- ⑤ 管理職は、いじめ認知の報告を受けた際、的確な指示及び指導を行うとともに、関係諸機関への報告・相談を速やかに行い、指示・指導を受ける。
- ⑥ 学級担任は、いじめ認知または、いじめの事実があると思われる段階において、該当児童及びその児童に関わる児童に対し面談等を行い、事実関係を掌握するとともに指導を行う。また、該当児童の保護者及びその児童に関わる児童の保護者に対して、事実関係を報告するとともに適切な対応を行う。
- ⑦ 管理職は、「学校いじめ対策委員会」を招集し、いじめ案件について組織的に取り組めるように指示をするとともに、いじめに関わる事項について、解決を図るために、必要があれば児童及び保護者と面談を行うなど、適切な対応を行う。
- ⑧ 校長は、学校いじめ対策委員会のみでの対応が困難な場合、必要に応じ「学校サポートチーム」を設置し、多角的にいじめにかかる事案について、解決を図る手立てをとる。

5 その他

(1) 学校いじめ対策委員会の構成

- ・委員長を校長とする。
- ・副委員長を副校長とする
- ・各主幹教諭及び全学年主任（養護教諭を含む）

(2) 学校サポートチームの構成

- ・校長、副校長、主幹教諭、スクールカウンセラー、PTA 役員、民生児童委員、主任児童委員、保護司、子ども家庭支援センター職員、児童相談所児童福祉司、小岩警察職員、江戸川区教育委員会指導主事 等状況に応じ依頼をする。